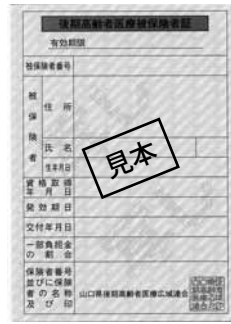


後期高齢者医療保険の被保険者の皆様へ

保険証と保険料についてのお知らせ

① 保険証を更新します

◆新しい保険証は緑色です



▲8月1日からの
保険証（緑色）

現在お使いいただいている「後期高齢者医療被保険者証」の有効期限は7月31日までとなっております。

8月1日からお使いいただく新しい保険証（緑色）は7月中旬頃に被保険者のお宅に簡易書留でお届けします。現在お持ちの保険証（薄紫色）は、8月1日以降使用できませんので各自で処分してください。（返却は不要です。）

※簡易書留は受け取り印が必要になりますので、入院などでご不在の場合には、保険証が受け取れないことがあります。住所地以外に送付を希望される場合は、事前に各総合支所・出張所で送付先変更の手続きをしてください。（印鑑が必要になります。）

◆点字シールを貼った 保険証をご希望の方へ

新しい保険証に「保険証」、封筒に「保険証在中」と点字シールを貼ってお送りします。ご希望の方は、健康増進課医療保険班へ6月26日(金)までにご連絡いただきますようお願いいたします。

② 保険料を決定します

◆保険料額決定通知書を送付します

平成27年度の保険料について、保険料額決定通知書と納入通知書を7月中旬にお送りします。

◆保険料の決まり方

1年間の保険料は、被保険者全員に等しく負担していただく「均等割額」と、被保険者本人の平成26年中の所得に応じてご負担いただく「所得割額」の合計額からなり、被保険者一人ひとりに賦課されます。

◆保険料の納め方は 次の2つの方法により ます

○特別徴収（年金からの天引き）となる方

昨年12月1日までに後期高齢者医療保険の被保険者となり、年金の受給額が年18万円以上の方で介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金受給額の2分の1を超えない方が対象となります。

※「国民年金」と「厚生年金」など複数の年金を受給している場合は、年金天引きとならない場合があります。

1年間の保険料

均等割額
50,431円

+

所得割額
(前年所得 - 33万円) × 10.17%

※所得の少ない方は、保険料が軽減される場合があります。

○普通徴収（納付書または口座振替での納付）となる方

特別徴収に該当されない方は、普通徴収となります。（口座振替の手続きをされていない方は納付書での納付となります。）

◆保険料のお支払い方法を 口座振替に変更できます

納付書でのお支払い対象の方で、口座振替への変更を希望される場合は、振替を希望する金融機関へ①振替口座の預金通帳②通帳のお届け印をお持ちいただき手続きをお願いします。

すでに特別徴収（年金からの天引き）の方も、役場の窓口へ申請することにより、保険料の支払い方法を、特別徴収から口座振替（金融機関口座からのお支払い）へ変更することができます。手続きは最初に、振替を希望する金融機関で口座振替の手続きをお願いします。その後、役場の窓口へ「口座振替依頼書（お客様様）」をお持ちになり「納付方法変更申出書」を提出してください。

また、過去に口座振替で納付していた場合は、役場の窓口へ「納付方法変更申出書」のみを提出してください。（口座振替の申し込みだけでは特別徴収は中止となりません。）

後期高齢者医療保険の被保険者本人だけでなく、家族などの口座からも口座振替ができます。口座振替に変更した場合、税申告での社会保険料控除は、口座振替により支払った人（支払った家族など）に適用されます。

※世帯全体の所得税や住民税の税額が少なくなる場合があります。

◆問い合わせ 健康増進課 医療保険班
☎0820(73)5502